

仙台市議会費用弁償返還履行請求訴訟提訴にあたって

1 費用弁償とは

仙台市議会議員は、議会本会議、特別委員会、常任委員会、議会運営委員会等に出席する度に日額1万円の支給を受けており、仙台市議会議員60名に対する平成20年度の支給総額は42,380,000円である。

地方自治法203条3項は「職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる」と定めているところ、仙台市議会は、この「費用弁償」の規定を根拠に条例（「特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例」14条3項）を定め日額1万円を支給している。

「費用弁償」とは「職務を行うために要する費用の弁償」であって「報酬」と区別されるものであり、また、議員は、「政務調査費」の支給も受けているのであるから、議員が議会等の出席に要する費用として想定される「費用弁償」とは交通費に限られるというべきである。

2 本件提訴の意義

(1) 支出の違法性

「費用弁償」の意義に鑑みれば、日額1万円の支給が議会出席に要する費用として異常に高額であることが明らかであるが、かかる日額1万円の算定根拠は存在しない。すなわち、仙台市議会は、「費用弁償」の「費用」たる意味を考慮することなく日額1万円の支給を定めたのであって、本件支給の実態とは、議員の日額「報酬」であると言わざるを得ないのである。

仙台市議会議員が高額な月額報酬に加えて、議会に出席する度に日額の報酬を支給されている状況は、議会の出席が議員本来の職責であることに鑑みれば、甚だ異常な状態、「報酬の二重取り」と言わざるを得ない。

札幌高等裁判所平成21年2月21日判決は、札幌市議会の日額1万円の費用弁償について違法な支出であるとして全額の返還請求を認容した。同判決は「「定額」を算出する過程で、職務を行うため要する費用として想定される額を合理的に見積もり、その見積額に基づいて定められたか否かが問われることになる。」とし、その合理性は市長ないし議員が明らかにすべきという。

また、「定額方式による費用弁償は、①費用性を有し、かつ、報酬性を有しない

支給事由に基づき、②弁償される「定額」が合理的であるときに、裁量の範囲にあるものであり、適法であることになる。」「交通費及び出席に伴う雑費の弁償を行う限度では合理的な裁量の範囲内にあるが、これを超える部分は、裁量の範囲を超え、又は裁量権を濫用したものである。」と判示し、日額1万円は、必要と見込まれる3倍程度の日額が一律に支給されたものであるから、全体が違法な支出であると判断している。

(2) 他自治体の支給状況

- ・ 矢祭町の例
- ・ 政令指定都市における費用弁償の支給状況（添付別紙参照）
- ・ 宮城県議会

車賃	37円/km	×	往復距離	
公務諸費	往復50km未満			3,000円
	往復50km以上			4,000円
宿泊料	宿泊が必要と認められる場合実費			

(3) 返還請求金額

平成20年8月21日から平成21年2月27日までの間の議会等出席について各議員に支給された日額1万円。総額26,380,000円。

以上